

令和 7 年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 18 日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		53,500
	1 貸付事業収入	53,500
2 繰入金		17,000
	1 一般会計繰入金	17,000
3 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
4 諸収入		2,500
	1 雑入	2,500
歳入合計		123,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		6 8, 8 0 7
	1 事業費	6 8, 8 0 7
2 公債費		3 8, 4 1 8
	1 公債費	3 8, 4 1 8
3 諸支出金		1 4, 7 7 5
	1 一般会計繰出金	1 4, 7 7 5
4 予備費		1, 0 0 0
	1 予備費	1, 0 0 0
歳 出 合 計		1 2 3, 0 0 0